

○沖縄振興特別措置法等（抜粋）

沖縄振興特別措置法（抄）

第三章 産業の振興のための特別措置

第一節 観光の振興

第一款 観光振興計画等

（観光振興計画の作成等）

第六条 沖縄県知事は、沖縄振興計画に基づき、観光の振興に関する計画（以下「観光振興計画」という。）を作成するものとする。

2 観光振興計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 観光の振興の方針に関する事項
- 三 観光旅客の来訪の促進に係る方針に関する事項
- 四 観光地の魅力の増進に関する事項
- 五 観光旅客の受入れの体制の確保に関する事項
- 六 沖縄の宣伝の方針に関する事項
- 七 國際会議等の誘致の方針その他国際会議等の誘致の促進に関する事項
- 八 観光旅客の移動の円滑化に関する事項
- 九 公共施設の整備の方針に関する事項
- 十 その他観光の振興に関し必要な事項

3 観光振興計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めることができる。

- 一 観光の振興を図るため観光関連施設（スポーツ又はレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設、集会施設、販売施設及び宿泊施設をいう。第十八条において同じ。）の整備を特に促進することが必要とされる政令で定める要件を備えている地域（以下「観光振興地域」という。）の区域
- 二 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者又は海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業を営む者が、当該事業の利用者の利便の増進を図るために実施する事業であって、国土交通省令で定めるもの（以下「利用者利便増進事業」という。）に関する事項
- 三 環境保全型自然体験活動の推進に関する基本的な方針

- 4 第二項第一号の計画期間は、五年以下の期間を定めるものとする。
- 5 沖縄県知事は、観光振興計画において第三項第一号の観光振興地域の区域を定めるときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聴かなければならない。
- 6 沖縄県知事は、観光振興計画について、主務大臣に協議し、その同意を求めることができる。
- 7 主務大臣は、観光振興計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その同意をするものとする。
 - 一 第二項各号に掲げる事項が沖縄振興計画に適合するものであること。
 - 二 第三項第一号の観光振興地域の区域が定められている場合にあっては、当該観光振興地域が同号に規定する政令で定める要件に該当し、かつ、沖縄振興計画に適合するものであること。
 - 三 第三項第二号及び第三号に掲げる事項が定められている場合にあっては、当該事項が沖縄振興計画に適合するものであること。
 - 四 その他沖縄振興計画に照らして適切なものであること。
- 8 主務大臣は、観光振興計画につき前項の規定による同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 9 主務大臣は、第七項の規定により同意をしようとするときは、沖縄振興審議会の意見を聴かなければならない。
- 10 沖縄県知事は、観光振興計画が第七項の規定による同意を得たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 11 沖縄県知事は、観光振興計画の作成及び当該観光振興計画に基づく施策の実施に当たっては、第八十四条第二項に規定する地域文化の振興等に関する施策の総合的な推進を図るための方針との調和に配慮するものとする。

第二節 情報通信産業の振興

(情報通信産業振興計画の作成等)

第二十八条 沖縄県知事は、沖縄振興計画に基づき、情報通信産業の振興に関する計画（以下「情報通信産業振興計画」という。）を作成するものとする。

- 2 情報通信産業振興計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 情報通信産業の振興の方針に関する事項
 - 三 情報通信産業の立地の促進に関する事項
 - 四 情報通信産業を担う人材の育成に関する事項
 - 五 その他情報通信産業の振興に関し必要な事項
- 3 情報通信産業振興計画においては、前項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めることができる。
 - 一 情報通信産業の振興を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地域（以下「情報通信産業振興地域」という。）の区域
 - 二 情報通信産業振興地域のうち特定情報通信事業を実施する企業の立地を促進するため必要とされる政令で定める要件を備えている地区（以下「情報通信産業特別地区」という。）の区域
- 4 第二項第一号の計画期間は、五年以下の期間を定めるものとする。
- 5 沖縄県知事は、情報通信産業振興計画において情報通信産業振興地域又は情報通信産業特別地区の区域を定めるときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聴かなければならない。
- 6 沖縄県知事は、情報通信産業振興計画について、主務大臣に協議し、その同意を求めることができる。
- 7 主務大臣は、情報通信産業振興計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その同意をするものとする。
 - 一 第二項各号に掲げる事項が沖縄振興計画に適合するものであること。
 - 二 情報通信産業振興地域の区域が定められている場合にあっては、当該情報通信産業振興地域が第三項第一号に規定する政令で定める要件に該当し、

かつ、沖縄振興計画に適合するものであること。

- 三 情報通信産業特別地区の区域が定められている場合にあっては、当該情報通信産業特別地区が第三項第二号に規定する政令で定める要件に該当し、かつ、沖縄振興計画に適合するものであること。
 - 四 その他沖縄振興計画に照らして適切なものであること。
- 8 主務大臣は、情報通信産業振興計画につき前項の規定による同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。
 - 9 主務大臣は、第七項の規定による同意をしようとするときは、沖縄振興審議会の意見を聴かなければならない。
 - 10 沖縄県知事は、情報通信産業振興計画が第七項の規定による同意を得たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第六節 農林水産業の振興

(農林水産業振興計画の作成等)

第六十条 沖縄県知事は、沖縄振興計画に基づき、農林水産業の振興に関する計画（以下「農林水産業振興計画」という。）を作成するものとする。

- 2 農林水産業振興計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 農林水産業の振興の方針に関する事項
 - 三 農林水産業に係る技術の研究開発及び普及に関する事項
 - 四 農林水産物の加工及び流通の合理化に関する事項
 - 五 農林水産業を担うべき人材の育成及び確保に関する事項
 - 六 農林水産業の振興を図るために必要な生産基盤の整備に関する事項
 - 七 その他農林水産業の振興に関し必要な事項
- 3 前項第一号の計画期間は、五年以下の期間を定めるものとする。
- 4 沖縄県知事は、農林水産業振興計画について、主務大臣に協議し、その同意を求めることができる。
- 5 主務大臣は、農林水産業振興計画が沖縄振興計画に照らして適切なものであると認めるときは、その同意をするものとする。
- 6 主務大臣は、農林水産業振興計画につき前項の規定による同意をしようとするときは、沖縄振興審議会の意見を聴かなければならない。
- 7 沖縄県知事は、農林水産業振興計画が第五項の規定による同意を得たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第四章 雇用の促進、人材の育成その他の職業の安定のための特別措置 (職業安定計画の作成等)

第七十五条 沖縄県知事は、沖縄振興計画に基づき、雇用の促進、人材の育成その他の沖縄の労働者の職業の安定に関する計画（以下「職業安定計画」という。）を作成するものとする。

- 2 職業安定計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 職業の安定を図るための施策の方針に関する事項
 - 三 沖縄における労働力の需給状況その他雇用の動向に関する事項
 - 四 雇用の促進、人材の育成その他の沖縄の労働者の職業の安定を図るための施策に関する事項
- 3 沖縄県知事は、職業安定計画を定めるに当たっては、沖縄の労働者の年齢別の雇用及び失業の状況を考慮するものとする。
- 4 第二項第一号の計画期間は、五年以下の期間を定めるものとする。
- 5 沖縄県知事は、職業安定計画について、主務大臣に協議し、その同意を求めることができる。
- 6 主務大臣は、職業安定計画が沖縄振興計画に適合するものであると認めるときは、その同意をするものとする。
- 7 主務大臣は、職業安定計画につき前項の規定による同意をしようとするときは、沖縄振興審議会の意見を聴かなければならない。
- 8 沖縄県知事は、職業安定計画が第六項の規定による同意を得たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

○沖縄振興特別措置法施行令（抄）

（観光振興地域の要件）

第六条 法第六条第三項第一号 の政令で定める要件は、次に掲げるものとする。

- 一 優れた自然の風景地、文化財等の観光資源を有する地域であること。
- 二 自然的・社会的条件からみて一体として法第六条第三項第一号 に規定する観光関連施設（以下この条において単に「観光関連施設」という。）の整備を図ることが相当と認められる地域であること。
- 三 観光関連施設の用に供する土地の確保が容易であること。
- 四 観光関連施設の整備が確実と見込まれる地域であること。

第二節 情報通信産業振興地域の要件等

（情報通信産業振興地域の要件）

第九条 法第二十八条第三項第一号 の政令で定める要件は、次に掲げるものとする。

- 一 経済的・社会的条件からみて一体として情報通信産業の立地を促進することが相当と認められる地域であること。
- 二 その地域又はその地域の周辺の地域における人口及び産業の集積の状況からみて、これらの地域において情報通信産業に属する事業を行う事業者が供給する製品又は役務に対する相当程度の需要が見込まれること。
- 三 その地域又はその地域の周辺の地域に、情報通信産業に属する事業の業務に必要な知識、技術等に係る教育又は研究を行う大学、高等専門学校、高等学校、専修学校、研修施設、研究施設又は情報通信技術の企業化を行うための事業場として相当数の企業等に利用させるための施設（次条において「研究施設等」という。）が存在すること。

（情報通信産業特別地区の要件）

第十条 法第二十八条第三項第二号 に規定する政令で定める要件は、次に掲げるものとする。

- 一 その地区又はその地区の周辺の地域に、研究施設等が相当数存在すること。
- 二 高度な情報通信基盤が整備されていること。
- 三 その地区に特定情報通信事業が立地することが、沖縄における情報通信産業の集積を促進するため効果的であると認められ、かつ、特定情報通信事業が提供する役務に係る需要の動向に照らして適当なものであると認められること。